

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」料金表

対象事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護ぐるとびー

上記事業所の地域区分は「4級地」で1単位あたりの単価は

10,84円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）

【介護保険基本サービス 定額報酬（1ヶ月）】

①訪問看護サービスを行わない場合

要介護区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	5,446単位	59,034円	5,904円	11,807円	17,711円
要介護2	9,720単位	105,364円	10,537円	21,073円	31,610円
要介護3	16,140単位	174,957円	17,496円	34,992円	52,488円
要介護4	20,417単位	221,320円	22,132円	44,264円	66,396円
要介護5	24,692単位	267,661円	26,767円	53,533円	80,299円

②看護師が訪問看護サービスを行う場合

要介護区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	7,946単位	86,134円	8,614円	17,227円	25,841円
要介護2	12,413単位	134,556円	13,456円	26,912円	40,367円
要介護3	18,948単位	205,396円	20,540円	41,080円	61,619円
要介護4	23,358単位	253,200円	25,320円	50,640円	75,960円
要介護5	28,298単位	306,750円	30,675円	61,350円	92,025円

③准看護師が訪問看護サービスを行う場合 …看護師が訪問した場合の98/100

要介護区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	7,787単位	84,411円	8,442円	16,883円	25,324円
要介護2	12,165単位	131,868円	13,187円	26,374円	39,561円
要介護3	18,569単位	201,287円	20,129円	40,258円	60,387円
要介護4	22,891単位	248,138円	24,814円	49,628円	74,442円
要介護5	27,732単位	300,614円	30,062円	60,123円	90,185円

※短期入所系サービスを利用された場合は、基本報酬の単位数を日割りで計算します。

※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、所定単位数を日割り計算して算出します。

※利用者の主治医より、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護（医療保険の給付対象）を行う必要がある旨の指示があった場合、その指示日から14日間に限って、「訪問看護サービスを行わない場合」の所定単位数を算定します。

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算Ⅰ/1月につき	325単位	3,523円	353円	705円	1057円
特別管理加算（Ⅰ）/1月につき	500単位	5,420円	542円	1,084円	1,626円
特別管理加算（Ⅱ）/1月につき	250単位	2,710円	271円	542円	813円
ターミナルケア加算/死亡月	2,500単位	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
初期加算/1日につき	30単位	325円	33円	65円	98円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,504円	651円	1,301円	1,952円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）/1月につき	1,200単位	13,008円	1,301円	2,602円	3,903円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	800単位	8,672円	868円	1,735円	2,602円
口腔連携強化加算/月1回限度	50単位	542円	55円	109円	163円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）/1月につき	100単位	1,084円	109円	217円	326円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）/1月につき	200単位	2,168円	217円	434円	651円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）/1月につき	90単位	975円	98円	195円	293円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）/1月につき	120単位	1,300円	130円	260円	390円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）/1月につき	750単位	8,130円	813円	1,626円	2,439円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	640単位	6,937円	694円	1,388円	2,082円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）/1月につき	350単位	3,794円	380円	759円	1,139円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。

どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

【減算】

(デイサービスを利用した場合は、1日につき以下の単位数を減算します

減算項目	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
訪問看護サービスを行った場合 要介護1	91単位	986円	99円	198円	296円
訪問看護サービスを行った場合 要介護2	141単位	1,528円	153円	306円	459円
訪問看護サービスを行った場合 要介護3	216単位	2,341円	235円	469円	703円
訪問看護サービスを行った場合 要介護4	266単位	2,883円	289円	577円	865円
訪問看護サービスを行った場合 要介護5	322単位	3,490円	349円	698円	1,047円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護1	62単位	672円	68円	135円	202円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護2	111単位	1,203円	121円	241円	361円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護3	184単位	1,995円	200円	399円	599円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護4	233単位	2,526円	253円	505円	758円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護5	281単位	3,046円	305円	610円	914円

【その他の減加算】

業務継続計画未実施減算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に24.5%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に22.4%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に18.2%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に14.5%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計(処遇改善加算等を含む)に地域区分単価を

乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。